3.4 事前調査結果の発注者への説明

関係規程：法第18条の15第１項 ／ 法施行規則第16条の５～第16条の７ ／ 条例第52条 ／
条例施行規則第29条 ／ 国マニュアル「２．２．５.⑸」、「４．３．６」

解体等工事の元請業者は、発注者へ事前調査の結果を書面で交付し、調査結果を説明する必要があります。

説明時期	当該工事開始日まで※1に説明してください。ただし、災害等非常事態により緊急に当該工事を行う場合は速やかに説明してください。

説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※2		
	１・２	３	なし
●事前調査の結果（特定工事に該当するか及び根拠）	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法（書面調査、目視調査、分析調査）	○	○	○
●事前調査者の氏名及び調査者が必要な資格を有することを明らかにする事項（受講した建築物石綿含有建材調査者等の講習実施機関の名称）	○	○	○
●建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積	○	○	
●特定粉じん排出等の種類	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
●特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○		
●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○		
●特定粉じん排出等作業の方法が法18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法(作業場を負圧隔離する方法等)により行うものでないときは、その理由	○		
●施工管理組織図	○		
●特定粉じん濃度測定の測定方法及びその測定箇所	○		
●使用機器及び資材の一覧	○		
●特定粉じん等の処理方法	○		

※１　届出特定対象工事（レベル１・２建材の除去等作業の工事）であり、特定粉じん排出等作業を当該工事開始日から14日以内に開始する場合は、当該作業開始日の14日前まで。
※２　アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。

🔍　アスベスト事前調査でよくある不適切な事例とその対策

●調査記録・写真が不十分

具体例	調査時の写真が不鮮明、撮影位置が不明、記録が不十分。
対策	写真は位置・方向・対象が明確になるよう撮影し、図面と照合できるように整理しましょう。記録は電子化しておきましょう。

●発注者への説明・同意の記録がない。

具体例	調査結果を発注者に説明した記録が残っていない。 （口頭のみでの説明・確認は違反となります）
対策	書面または電磁的記録で説明内容を交付し、署名または確認記録を残しましょう。説明記録書の様式を社内で統一しましょう。

●発注者への説明内容が不十分であり、十分な理解を得ることができていない。

具体例	専門用語が多い。調査結果の根拠を示していない。
対策	専門用語はかみ砕いて説明しましょう。写真・分析結果・図面を提示し、根拠を明確に説明しましょう。

●調査結果が現場に伝わっていない。

具体例	調査結果が下請負人等、現場作業員に伝わっておらず、作業基準が遵守されずアスベストの飛散リスクが高まる。
対策	１　調査結果の共有を「現場単位」で徹底しましょう。 ・　作業前に現場での説明の実施や朝礼で共有しましょう。 ・　図面や写真を使って、どの建材が含有しているかを明示しましょう。 ２　元請業者から下請負人へ調査結果が確実に伝わるようにしましょう。 ・　調査結果の説明と確認を書面にて行いましょう。 ・　書面やチェックリストで説明の記録を残しましょう。

調査結果の説明文書（例）

年　　月　　日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者　　住所

氏名　　様

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

②元請業者　　住所

氏名

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

電話　　-　　-

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所		（解体等工事の名称）		
④解体又は改造・補修着手年月日		年　月　日	延床面積	m^2
⑤解体等工事の種類		□解体　□改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年		年　月　日		
⑦建築物等の概要		□建築物 （□耐火　□準耐火　□その他（　　）） （□木造　□RC造　□S造　□その他（　　）） □その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等		氏名 講習実施機関の名称 （□一般　□特定　□一戸建て等　□その他（　））		
⑨調査を終了した年月日		年　月　日		
⑩調査の方法		□書面調査　□目視調査　□分析調査　□その他（　）		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無			
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所			
⑭事前調査の掲示	設置予定年月日	年　月　日		
	設置場所	別紙　のとおり		
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		□要　□不要		

備考　1　特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2　工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年　月　日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年　月　日

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

別紙１（アスベスト含有建材がある場合は作成）

別紙1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類		大気汚染防止法施行規則別表第7 □1の項　建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） □2の項　建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） □3の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） □4の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） □5の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 □6の項　建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間		自　　年　月　日 至　　年　月　日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積		□1　吹付け石綿　（　　、　　m^2） □2　石綿を含有する保温材　（　　、　　m^2） □3　石綿を含有する耐火被覆材　（　　、　　m^2） □4　石綿を含有する断熱材　（　　、　　m^2） □5　石綿を含有する仕上塗材　（　　、　　m^2） □6　石綿を含有する成形板等　（　　、　　m^2） 詳細は別紙　のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法		□除去　□囲い込み　□封じ込め　□その他（　　）
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況		別紙　のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要		別紙　のとおり
⑧作業の掲示	設置予定年月日	年　　月　　日
	設置場所	別紙　のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話

備考　1　解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

2　特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

※　本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

●調査結果の詳細（調査箇所の一覧表・図面等　本マニュアル3.3参照）
●建築物等の配置図　　●付近状況
●作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）

また、レベル１～２建材がある場合は上記に加えて以下も添付します。

●施工管理組織図　　●特定粉じん濃度測定の測定方法及びその測定箇所
●使用機器及び資材の一覧　　●特定粉じん等の処理方法
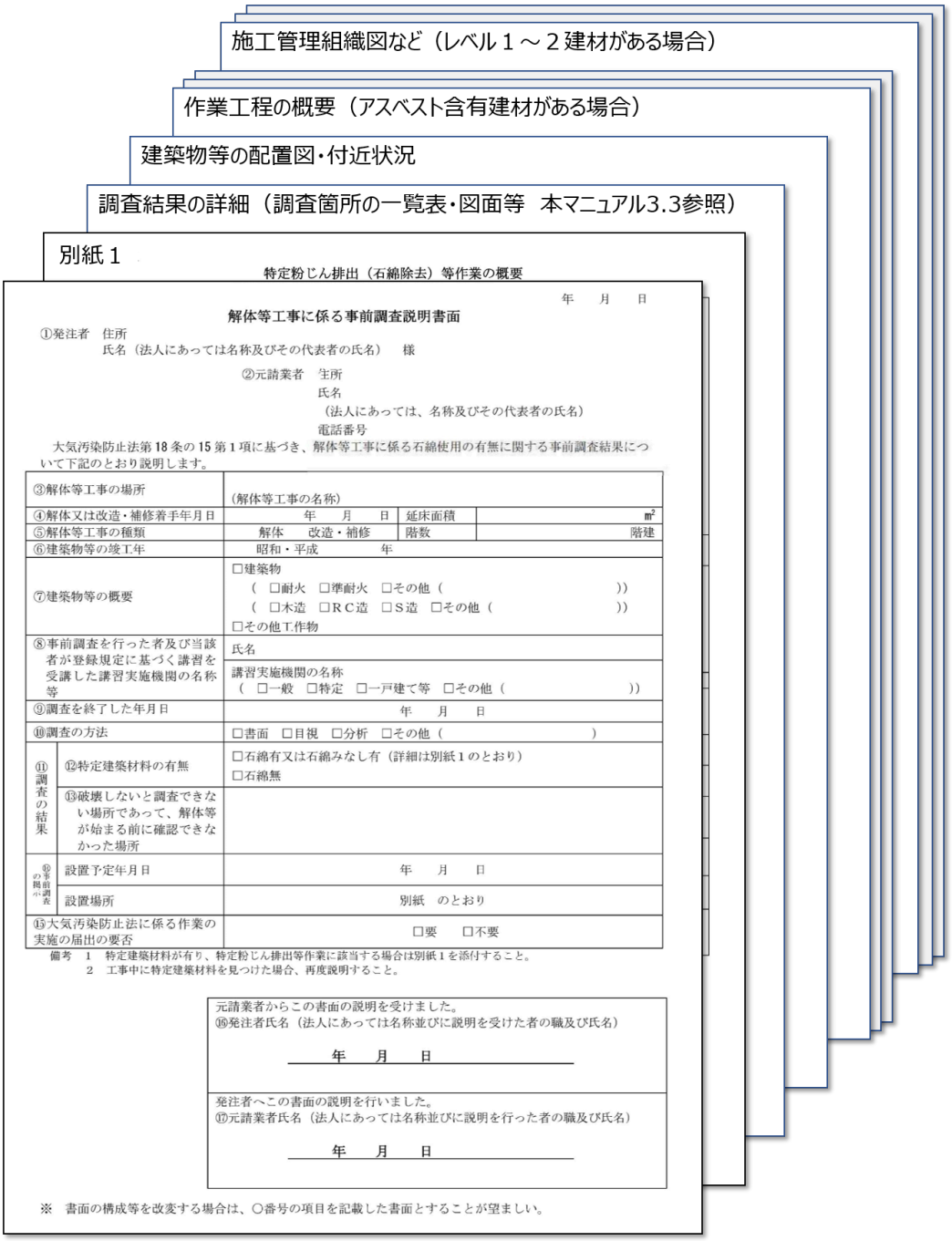
関係書類一式（例）